

安曇野赤十字病院を受診される患者さんとご家族へ

厚生労働省は国の外来医療の機能分化を進める視点から、令和2年4月1日から地域医療支援病院(200床以上)に以下の2点を義務付けることになりました。(当院は地域医療支援病院(200床以上)です。)

令和2年4月1日より

① 初診時選定療養費 5,500円(税込)

他医療機関からの紹介状を持参せず、その症状について初めて外来診察を受けられた場合、5,500円の「初診時選定療養費」が診察代とは別にかかること(当院では令和2年3月31日までは2,200円で設定しておりました)

② 再診時選定療養費 2,750円(税込)

当院から他医療機関へご紹介となった後、当該施設の紹介状を持参せず、再度当院に外来受診された場合、受診の都度2,750円の「再診時選定療養費」が診察代とは別にかかること(当院では令和2年3月31日までは徴収なし)

<選定療養費の考え方>

初診時選定療養費とは、紹介状を持参せずに、その症状について初めて外来診察を受けた場合にかかる療養費です。

患者さんがご自身の都合で診察を中止して3ヶ月以上経過した場合、その診療が同一病名・同一症状(慢性疾患等を除く)であっても初診とみなし、初診料と併せて初診時選定療養費がかかります。

再診時選定療養費とは、当院から他医療機関へ文書による紹介がなされた(これを「逆紹介」といいます)後、当該施設の紹介状なしに再受診した場合または逆紹介の対象となっても、他院での治療は希望せず当院での治療継続を希望する場合に来院の都度かかる療養費です。次回予約が入っていれば再診時選定療養費はかかりません。

予約の変更は可能です。(月～金(祝を除く)15:00～16:30にお電話にて承っております)

※ 初診時選定療養費および再診時選定療養費徴収対象外の患者さん

- ① 生活保護を受給している患者さん
- ② 国の公費負担制度が適用されている患者さん
- ③ 障害者医療など疾患に由来する公費を受給している患者さん
- ④ 救急車ででの来院の有無を問わず緊急入院した患者さん
- ⑤ 健康診断等で精密検査の指示を受けた患者さん
- ⑥ 予防接種のみの患者さん

裏面にQ&Aを掲載しています→

Q1. 救急車で搬送されて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？

【A1】救急車で搬送されるケースでも、必ずしも重篤ではない患者さんもおられます。緊急入院、緊急手術などの重篤な状態であれば徴収しませんが、軽度な症状であれば徴収対象となります。

Q2. 救急外来を受診するとき、初診時選定療養費はかかりますか？

【A2】急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を維持するため、休日や夜間であっても緊急入院、緊急手術などの重篤な状態でなければ徴収対象となります。

Q3. 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

【A3】保険証を忘れて受診される場合は、保険診療と同様の取扱いとなりますので徴収対象となります。交通事故は徴収対象とはなりません。

Q4. 受診した日に別の診療科を初診受診した場合には、初診時選定療養費はかかりますか？

【A4】初診料算定の原則として、診療を継続している患者さんが新たな疾患で他科を初診受診する場合は、再診扱いになり初診時選定療養費を徴収しません。

Q5. 無保険自費、労災から自費に変更した人は徴収しますか？

【A5】いずれの場合も紹介状がなく、緊急入院、緊急手術を必要としなければ、初診時、再診時ともに徴収対象となります。

Q6. 前回受診後、予約なく3ヶ月以上経過し、処方継続のために受診された場合、徴収されますか？

【A6】予約がなければ再診時選定療養費を徴収させていただきます。